

妊産婦・乳児（1才未満）

歯科健診・指導相談のご案内

お母さんと赤ちゃんのお口の健康のため、粕屋歯科医師会では粕屋地区在住または粕屋地区の産婦人科に通院されている妊産婦さんと、1才未満のお子さんを対象とした「歯科健診・指導相談」を行なっています。

お母さんのお口のケアは将来の赤ちゃんのお口の健康に影響を与えます。進行した歯周病にかかっている妊婦さんは、早産や低体重児出産の危険性が7倍にもなると報告されています。歯磨きなどで出血することがなくても、ぜひ歯科医院で予防法の相談をしましょう。

生まれたばかりの赤ちゃんのお口の中には、むし歯菌はいません。口移しでものを食べさせたり、大人が使ったスプーンや箸で赤ちゃんに食事をさせたりすることで、お母さんや家族からむし歯菌をもらってしまっていることが多いです。赤ちゃんが生まれてから、むし歯予防のスタートとして重要なのは、周りの大人、特にお母さんのお口のむし歯菌を減らすことです。

「歯科健診・指導相談」は無料で受けられますので、ぜひこの機会にご利用ください。歯科医師・歯科衛生士などが、お口の状態で合わせて歯科保険指導・相談を行います。

す。つわり中のブラッシング法や、はえたばかりの乳歯のブラッシング方法など、なんでもご相談ください。妊娠中および出産後1年以内の人は、3回まで無料で受けられます。（妊娠中の受診時期は、かかりつけの産婦人科にご相談ください。）

受診の際には粕屋歯科医師会ホームページに掲載の「協力歯科医院」のリストの中から、ご希望の医院にご連絡ください。左のステッカーがある医院で歯科健診の受診が可能です。

▼受診時に持っていくもの
母子健康手帳 検診カード

※健診・指導相談後、治療を希望される場合は有料となり、健康保険証が必要となります。

▼問い合わせ先

一般社団法人 粕屋歯科医師会
☎712-1764



▲妊産婦歯科健診 実施医療機関のステッカー

平成30年工業統計調査を実施します



政府統計

- 平成30年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成30年6月1日を基準日として実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として活用されます。
- 調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。
- 調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。



工業統計キャラクター コウちゃん

経済産業省・福岡県・須恵町

岡まちづくり課
☎932-1151(内線347)

問…問い合わせ先

後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

あなたの健康 チェックしていますか？

年に一度、健康診査や歯科健診を受けましょう！

健康診査

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防などを目的として健康診査を実施しています。

生活習慣病とは、糖尿病、高血圧症、脂質異常症その他の疾病で、内臓脂肪の蓄積などに起因するものです。

まずは、かかりつけ医や前回健康診査を受けた医療機関にご相談を！



健康診査の主な項目

身体計測、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査など

受診対象者

後期高齢者医療制度の被保険者 ※ただし、健康診査の目的から、生活習慣病の治療を受けている人などは対象者となりません。

受診票の送付時期

被保険者へ4月下旬から5月上旬にかけて受診票を送

付します。また、平成30年5月以降に75歳になる人には、誕生日の10日ごろ送付します。

※誕生日前の受診はできません。

▼受診時の自己負担金

一律500円

受診方法

かかりつけ医、または、前回、健康診査を受けた医療機関に、後期高齢者健康診査が受診できるか確認の上、予約をしてください。（ご予約を約してよいかわからない時は、福岡県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。）

▼受診時に持っていくもの

○被保険者証

○自己負担金 500円

歯科健診

平成30年度から、次の被保険者を対象に、後期高齢者の口腔機能低下や肺炎などの疾病を予防するため、歯科健診を実施します。なお、対象者には、5月中旬に受診券、質問票などを送付します。



受診対象者

平成30年度に76歳になる県内の被保険者（昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれの人） ※長期入院や施設入所の人などを除く

受診期間

6月1日（金）～12月31日（月）

受診券の送付時期

5月中旬に福岡県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

受診方法

必ず同封している歯科健診の実施医療機関に予約の上受診してください。

▼受診時に持っていくもの

○被保険者証

○質問票（記入して実施医療機関へお持ちください）

○受診料 300円

○その他

平成32年度までは、77歳以上の被保険者も受診できます。歯科健診を希望する人は、福岡県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合
お問い合わせセンター
〒812-0044
福岡市博多区千代4の1の27
（福岡県自治会館5階）
☎051-3111
FAX 051-3001
http://www.fukuoka-kouki.jp/

